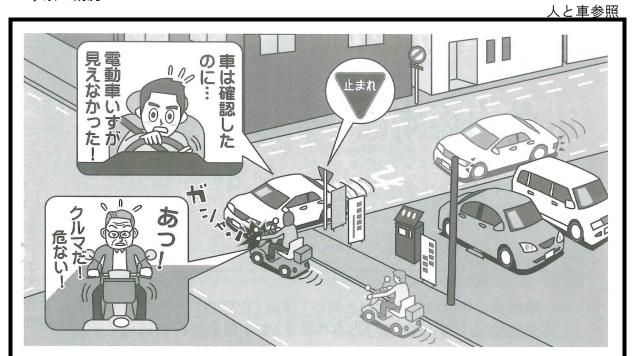
■事故の概況



事故類型:出会い頭

当事者A:普通乗用車 30歳代 男性

当事者B:歩行者(電動車いす) 60歳代 男性

■ 事故の概要

Aは往復1車線道路同士が交差する信号機のない交差点を左折予定で一時停止し、交差 道路の左右の安全を確認し、交差車両がいなかったため発進したところ、左方より道路右 端を走行してきた電動車いすと出合い頭に衝突してしまいました。

電動車いすで走行していたBは電動車いすは歩道を走るべきなのは知っていましたが、このあたりの歩道は電柱や看板が多いので走りにくいため車道を走行することになり、道路の右側を進行し、当該交差点を右折するつもりでした。

コインパーキングの看板や券売機、立看板などで見通しが良くなかったことでA・Bともに相手を認知していませんでした。

■ 事故から学ぶ

この事例には電動車いすが歩道を通行しにくい、という現実的側面も具体的に現れています。電動車いすは"歩行者"ですので原則は歩道を走行するべきですが、諸々の事情で車道に出たり、車道の左を通行する場合もあり、電動車いすの違反は「走行車両の直前・直後の横断」「横断歩道外横断」が多く、歩行者と比較して顕著なものは「斜め横断」「走行車両の直前・直後の横断」「車道通行」「左側通行」が挙げられ「車道通行」「左側通行」は自分が車両であるという認識によるものと、歩道状況によりやむを得ず車道にでてしまう場合があるようです。今後、高齢化社会を迎え、電動車いすの利用者も増加していくことが予測されます。自動車運転者は電動車いすの存在も常に意識しておく必要があるようです。